

大阪府地域枠

1. 目的

本選抜試験は、将来、大阪府の地域医療等に従事しようとする意思を持った意欲ある学生を支援することを目的としています。すなわち、大阪府内で救急・周産期医療の分野や比較的医師数の少ない地域の病院等で勤務する意思のある者を選抜する制度です。

2. 募集予定人員 … 4名 ※出身地および出身高等学校等を問わず出願できます。

3. 大阪府地域医療確保修学資金等貸与制度の概要

本選抜試験（大阪府地域枠）に合格し本学に入学する者には、以下の修学資金が貸与されます。

- (1) 貸与金額 月額10万円、年額120万円（必須）
- (2) 貸与期間 入学した月から卒業する月までの6年間
（ただし、留年した場合はその年度は貸与されません）
- (3) 貸与利息 年率10%
- (4) 返還免除条件

次の①、②、③、④及び⑤を全て満たした場合、返還が免除されます。

- ①在学中、卒前支援プラン（※）の適用の対象となること。
- ②大学卒業後、1年6カ月以内に医師免許を取得すること。（医師国家試験の受験機会は2回）
- ③大学卒業後、キャリア形成プログラムの対象となること。
- ④大学卒業後（または医師国家試験合格後）、引き続き9年間（臨床研修期間を含む）、大阪府内の医療機関（大阪府が指定する病院又は診療所）に勤務し、うち4年間以上（臨床研修期間を含めない）は、大阪府が定める「医師の確保を特に図るべき区域」に所在する医療機関に勤務すること。
- ⑤臨床研修を修了後5年間以上、次のアからオのいずれかの指定診療業務（臨床研修の修了までに大阪府が指定する診療業務）に従事すること。
 - ア. 総合周産期母子医療センターに指定された医療機関又は地域周産期母子医療センターに認定された医療機関における産婦人科・産科・小児科（新生児診療業務に限る）・新生児科・小児外科・新生児外科における診療業務
 - イ. 小児中核病院又は小児地域医療センターに指定された医療機関における小児科・新生児科・小児外科・新生児外科における診療業務（ただし、少なくとも3年間は小児地域医療センターにおいて指定診療業務に従事すること。）
 - ウ. 救命救急センターにおける診療業務
 - エ. 総合診療専門研修、新家庭医療専門研修及び病院総合診療専門研修の基幹施設に指定された医療機関における総合診療業務
 - オ. 総合診療と内科専門研修のダブルボードが可能な基幹施設に指定された医療機関における総合診療と内科における診療業務並びに感染症学会認定病院及び第二種感染症指定医療機関における感染症診療業務ただし、今後の医療環境の変化に伴い、指定診療業務の追加及び各項に該当する医療機関の変更を行う場合があります。

※都道府県が大学や医療機関と連携し、地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援するプラン。

(5) 勤務する医療機関の決定

各地域卒学生（医師）から定期的な面談等により希望を聴取し、キャリア形成プログラムを踏まえて大阪府医療対策協議会にて協議した上で府が個別に指定します。

(6) 不同意離脱について

出願時に大阪府地域医療確保修学資金貸与事業同意書を提出いただきます。

大阪府地域医療確保修学資金貸与制度においては、府は退学、死亡、業務に起因する心身の故障など、医師として復帰ができず猶予期間を設定しても府地域卒医師として就業することが特に困難であると考えられる場合以外は、原則離脱することはできません。

4. 問い合わせ先

入試制度に関する内容

関西医科大学入試センター

〒573-1010 大阪府枚方市新町二丁目5番1号

TEL (072) 804-0101 (代表)

修学資金等貸与制度に関する内容

大阪府健康医療部保健医療室医療対策課

〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目

TEL (06) 6944-8183 (内3982)

電子メール iryotaisaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp